毛呂山町重度心身障害者医療費支給に関する条例

昭和５０年１０月１日

条例第１９号

（目的）

第１条　この条例は、重度心身障害者に対し、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）、毛呂山町重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則（昭和５０年毛呂山町規則第１２号）（以下「規則」という。）に定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）又は他の法令に基づく医療の給付に係る一部負担金等について助成金を支給することを定め、もつて、重度心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該身体障害者手帳を所持していない者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号に定める１級、２級又は３級の障害を有するもの

(2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成１４年埼玉県告示第１３６５号）に基づく療育手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該療育手帳を所持していない者で、同要綱の規定する「(A)」、「A」又は「B」の障害を有するもの

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和２５年政令第１５５号）第６条第３項に定める１級の障害を有するもの

(4) ６５歳以上７５歳未満の者であつて、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成１９年政令第３１８号）別表で定める程度の障害の状態にある旨の埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けているもの

(5) ７５歳以上の者であつて、高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で

定める程度の障害の状態にある旨の毛呂山町長の認定を受けているもの

(6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第６条第３項に定める２級の障害を有するもの

２　この条例において「医療保険各法」とは、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び社会保険各法をいう。

３　この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法又はその他の規定による医療給付があつたときの療養に要する費用の額から保険給付、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額、法令又はそれに準ずる規定による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。

４　この条例において「精神通院医療費」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５８条の規定により公費負担された医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号）第１条の２第３号の精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）に係るものに限る。）の自己負担分（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者で、精神通院医療に該当する医療費を自己負担したが公費負担が発生しなかつた場合もこれに含む。）をいう。

（対象者）

第３条　この条例による医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。以下「被保険者等」という。）及び被扶養者である重度心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 毛呂山町内に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 他の市町村（特別区含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第２９条又は第３０条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓

練等給付費の支給を受け、入所、入院又は入居している者

イ　他の市町村から援護を受け、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第１１項に規定する特定施設に入居し、又は同条第２５項に規定する介護保険施設に入所している者

ウ　他の市町村長が老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第１１条第１項第１号の規定により、同法第２０条の４に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

エ　他の市町村長が身体障害者福祉法第１８条第１項の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

オ　他の市町村長が身体障害者福祉法第１８条第２項の規定により、障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者

カ　他の市町村長が知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第１５条の４の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

キ　他の市町村長が知的障害者福祉法第１６条第１項の規定により、障害者支援施設等に入所させてその更生援護を行うことを委託している者

ク　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２４条の２第１項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、指定障害児入所施設等に入所している者（対象者が１８歳以上の者にあつては、当該対象者が満１８歳となる日の前日に当該対象者の保護者であつた者（以下「保護者であつた者」という。）が本町内に住所を有していた者を除く。ただし、当該対象者が満１８歳となる日の前日に保護者であつた者がいないか、保護者であつた者が住所を有しないか、又は保護者であつた者の住所が明らかでない場合は、当該対象者の所在が満１８歳となる日の前日において本町内にあつた者を除く。対象者が１８歳未満の者にあつては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け本町内に住所を有する者を除く。ただし、当該対象者の保護者が住所を有しないか又は明らかでない場合は、保護者の現在地が本町内にある者を除く。）

ケ　国民健康保険法第１１６条の２の規定により、他の市町村の区域内に住所を有するとみなされる者

コ　高齢者の医療の確保に関する法律第５５条及び第５５条の２の規定により、後期高齢者医療広域連合（埼玉県後期高齢者医療広域連合は除く。）が行う後期高齢者医療の被保険者である者

(2) 毛呂山町から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第２９条又は第３０条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、本町の区域外に設置されている障害者支援施設等、指定医療機関又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成１４年法律第１６７号）第１１条第１号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所、入院又は入居している者（共同生活援助を行う住居への入居者を含む。）

(3) 毛呂山町から援護を受け、本町の区域外に設置されている介護保険法第８条第１１項に規定する特定施設に入居し、又は同条第２５項に規定する介護保険施設に入所している者

(4) 町長が老人福祉法第１１条第１項第１号の規定により、本町の区域外に設置されている同法第２０条の４に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

(5) 町長が身体障害者福祉法第１８条第１項の規定により、本町の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

(6) 町長が身体障害者福祉法第１８条第２項の規定により、本町の区域外に設置されている障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者

(7) 町長が知的障害者福祉法第１５条の４の規定により、本町の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

(8) 町長が知的障害者福祉法第１６条第１項の規定により、本町の区域外に設置されている障害者支援施設等又はのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託している者

(9) 埼玉県から児童福祉法第２４条の２第１項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、本町の区域外に設置されている指定障害児入所施設等に入所している者（対象者が１８歳以上の者にあつては、当該対象者が満１８歳となる日の前日に保護者であつた者が本町内に住所を有していた者に限る。ただし、当該対象者が満１８歳となる日の前日に保護者であつた者がいないか、保護者であつた者が住所を有しないか、又は保護者であつた者の住所が明らかでない場合は、当該対象者の所在が満１８歳となる日の前日において本町内にあつた者に限る。対象者が１８歳未満の者にあつては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け本町内に住所を有する者に限る。ただし、当該対象者の保護者が住所を有しないか又は明らかでない場合は、保護者の現在地が本町内にある者に限る。）

(10) 国民健康保険法第１１６条の２の規定により、毛呂山町の区域内に住所を有するとみなされる者

(11) 高齢者の医療の確保に関する法律第５５条の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、同条に定める入院、入所又は入居前に本町内に住所を有していた者

(12) 高齢者の医療の確保に関する法律第５５条の２の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、毛呂山町の区域内に住所を有するとみなされていた者

(13) その他町長が特に必要があると認めた者

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

(1) 生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による保護を受けている者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）による支援給付を受けている者

(3) 児童福祉法第６条の３に規定する小規模住居型児童養育事業を実施する者又は同法第６条の４に規定する里親に委託されている者

(4) 重度心身障害者となつた年齢が６５歳以上の者。ただし、前条第１項第４号又は第５号に規定する重度心身障害者であつて、６５歳に達する日の前日までに高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状

態にあり、その旨の町長の認定を受けた場合は、この限りでない。

(5) 毛呂山町こども医療費支給に関する条例（平成１９年毛呂山町条例第１０号）に基づき医療費の支給を現に受けている者

(6) 毛呂山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成４年毛呂山町条例第２６号）に基づき医療費の支給を現に受けている者

(7) 他の都道府県又は市区町村が実施する制度により乳幼児、重度心身障害者又はひとり親家庭等に対する医療費の支給を現に受けている者

（医療費助成金）

第４条　町は、対象者に係る医療の一部負担金（次の各号に掲げるものを除く。）について、対象者に助成金を支給（以下「医療費助成」という。）するものとする。ただし、受給者の責めにより過分の自己負担があるときは、その額につき助成金の対象としない。

(1) 第２条第１項第３号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和２３年法律第２０５号）第７条第２項第１号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金

(2) 第２条第１項第６号に規定する重度心身障害者に係る精神通院医療費以外の一部負担金

２　前項の規定にかかわらず、対象者の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和５０年政令第２０７号。以下この項において「政令」という。）第７条に規定する額を超えた場合は、その年の１０月から翌年９月までの医療保険各法又はその他の規定による医療給付に係る医療費助成は行わない。この場合において、当該所得の範囲は政令第４条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法は政令第５条の例によるものとする。

３　震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、対象者の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権、その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね２分の１以上である損害を受けた場合、その損害を受けた日から翌年の９月３０日までの医療保険各法又はその他の規定による医療給付に係る医療費助成については、前項の規定を適用しない。

（受給資格の登録）

第５条　医療費助成を受けようとする対象者は、規則で定める申請書を町長に提出して、受給に必要な事項の登録を受けなければならない。

２　町長は、前項の申請に基づき、第３条に定める対象者として認定したときは、当該対象者を受給資格登録者（以下「受給者」という。）として登録しなければならない。なお、受給者として登録しない場合は、規則に定めるところにより申請者に通知するものとする。

（受給者証の交付）

第６条　町長は、受給者に対し、第４条第１項及び第３項の規定により医療費助成を行う場合は、当該受給者に受給者証を交付しなければならない。なお、同条第２項の規定により医療費助成を行わない場合は、規則で定めるところにより、受給者に通知するものとする。

（受給者証の提示）

第７条　受給者は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、電子資格確認等により各種医療保険の被保険者等及び被扶養者であることの確認を受け、受給者証を提示しなければならない。

（支給の方法）

第８条　医療費助成は、受給者又はその保護者（受給者を現に監護する者として登録されたものをいう。）の請求に基づき行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、町は、埼玉県内の医療機関等が現物給付を実施する場合又は受給者が町長の指定する医療機関等で医療を受けた場合には、一部負担金を代わつて当該医療機関等に支払うことができる。ただし、同一月の診療分について、一医療機関等につき規則で定める額以上の一部負担金がある場合は、この限りでない。

３　前項の規定による支払いがあつたときは、当該医療を受けた受給者に対し医療費助成があつたものとみなす。

４　町長は、第２項の規定により医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構、埼玉県国民健康保険団体連合会等に委託することができる。

（届出の義務）

第９条　受給者は、その資格を喪失したとき又は登録事項に変更があつたときは、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。

２　受給者は、規則の定めるところにより所得の状況について町長に届け出なければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第１０条　助成金の支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（損害賠償との調整）

第１１条　町長は、医療給付が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から受給者が損害賠償を受けたときは、その限度において、重度心身障害者医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した重度心身障害者医療費の額に相当する額を返還させることができる。

（支給金の返還）

第１２条　町長は、偽りその他不正の手段により支給を受けた者があるとき又は他の法令等により医療費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第１３条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、昭和５０年１０月１日から施行する。